

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

（名称）粟国村

生活交通確保維持改善計画の名称				
粟国村地域内フィーダー系統確保維持計画				
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性				
<p>粟国村は役場や学校、売店、診療所などの主要施設のある東地区を中心に、西・浜の3つの地区に分かれ主要施設のある東地区や港、空港への移動手段として、村営のコミュニティバス、デマンド型乗合いタクシーを運営している。引き続き、高齢者等の交通弱者や地域住民の移動手段の確保のため村営のコミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運航を維持することを目的とする。</p>				
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果				
(1) 事業の目標				
目標 コミュニティバス港線（4便）				
	昨年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標乗車人数	854人	<del>1,432人</del> 1,400人	1,460人	1,460人
年間運行回数	1,417回	<del>1,424回</del> 1,392回	1,460回	1,460回
平均利用人数（有償客）	2.4人/日	4人/日	4人/日	4人/日
目標 デマンド型乗合タクシー				
	昨年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標者人数	2,608人	2,190人	2,190人	2,190人
平均運行回数	4.9回/日	6回/日	6回/日	6回/日
※平均運行回数は、収益見込み運行回数を設定している。				
<p>コミュニティバス港線の利用者促進のため、広報活動を行う。また、令和3年7月より、第一航空による飛行機の運航が始まったことによりコミュニティバスの利用者が増加傾向にある。デマンド型乗合タクシーについて、利用者増加に伴い昨年同様、利用者の待機時間等が生じているという意見があり、乗合での効率的な運行を行っている。</p>				
(2) 事業の効果				
<p>地域公共交通を維持することにより村民に日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに来島者の移動手段としても活用され地域活性化にもつながる。</p>				
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス路線の利用者促進のため、粟国フェリー内・また那覇船舶事務所受付にてバスガイドマップを置き来島者へのバス広報活動を行う。</li> <li>・粟国村HPにも掲載している。</li> </ul>				
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者				
別添の表1のとおり。				
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者				

<p>栗国村が事業者となっているため、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担している。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>・利用者によるアンケート（車内にアンケート用紙を設置し記載依頼）</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法  <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>別添の表5のとおり。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>

※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>

※該当なし

## 20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成25年11月7日（第1回）村民アンケート内容確認
  - ・平成26年1月27日（第2回）実証実験・ヒアリング調査結果確認・実施運行の検討
  - ・平成26年3月17日（第3回）実施運行の検討
  - ・平成26年6月30日（第4回）実施運行の最終確認
  - ・平成27年2月3日（第5回）第5回粟国村地域公共交通対策協議会
  - ・平成27年3月26日（第6回）路線の延長について検討
  - ・平成27年6月22日（第7回）路線の延長について検討
  - ・平成27年8月11日（第8回）路線の延長について検討
  - ・平成28年6月9日（第9回）運行時間帯について、無償利用者の有償化について
  - ・平成29年7月13日（第10回）時刻表変更・補助申請内容の変更について
  - ・平成30年6月26日（第11回）路線の変更について検討
  - ・令和元年7月3日（第12回）第12回粟国村地域公共交通対策協議会
  - ・令和2年7月28日（第13回）バスの運行変更に向けてのアンケート実施検討
  - ・令和3年6月28日（第14回）バスの減便や空港路線再開について
  - ・令和4年6月30日（第15回）第1回粟国村地域公共交通対策協議会
  - ・令和5年6月22日（第16回）第2回粟国村地域公共交通対策協議会
- 議題内容：地域公共交通計画（案）の承認について  
令和6年度粟国村地域公共交通対策推進協議会 予算書（案）  
令和6年度粟国村地域公共交通対策推進協議会 事業計画書（案）  
粟国村地域公共交通対策推進協議会財務規程の一部改正  
粟国村地域公共交通対策推進協議会事務局規程の一部改正

## 21. 利用者等の意見の反映状況

飛行機の運行する時間に合わせて、バスの路線変更を提案し、粟国村役場の移転に伴い、粟国村役場前のバス停の位置の変更を行った。

## 22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	沖縄県企画部交通政策課
関係市区町村	粟国村 副村長、各課課長
交通事業者・交通施設管理者等	沖縄総合事務局陸運事務所、粟国村駐在所
地方運輸局	沖縄総合事務局運輸部企画室
その他協議会が必要と認める者	村老人クラブ連合会、村女性連合会、粟国村観光協会事務局長、各区長、粟国村儀長

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）沖縄県島尻郡粟国村字東483番地

（所 属）粟国村役場 総務課

（氏 名）桑江 佳祐

（電 話）098-989-2016

（e-mail）kikaku01@vill.aguni.okinawa.jp